

大項目 15 情報公開・説明責任

【目標】

大学の保有する情報を広く社会に公開することが重要であり、大学がどのような情報をいつ公開すべきかを検討、決定する仕組みを確立し、責任ある大学の経営内容の適切な情報公開を行う。

とりわけ、財務公開の状況について、本学の学内広報誌「学報」や機関誌「MAU ニュース」への記載は、財務内容を分かり易くするなどの工夫をする。また、大学のホーム・ページへの公開にあたっては、解りやすい説明文を付けて公開する方法や、学内の掲示板などの特定の場所に期限を決めて掲示するなどといった方法により、広く学内外の関係者への理解と協力を得られる方策をとる。

1) 大学・学部

【財政公開】

A群 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

●現状把握

本学の財務公開は、学校法人会計基準により作成した財務主要計算書類に解説を添付した形で、学内広報誌「学報」、機関誌「MAU ニュース」及びホーム・ページに掲載するなどして情報の公開を行っている。

学報は、主に法人役員・教職員に配布している。MAU ニュースの主な配布先は、法人役員・教職員・在学生・卒業生(校友)・在学生父母等・社会一般(不特定多数)などである。

●点検・評価

学校法人は、財務情報の公開において情報公開の透明性の確保、説明責任等高い水準を目指す必要がある。

本学の財務公開については、大方の説明責任は果たしているので一定の水準に達しているといえる。特にホーム・ページでは、2006年度決算及び2007年度予算からは、小科目レベルで掲載しており、透明性が高いといえる。

●改善・改革方策

財務公開の方法については、一定の水準に達しているといえるが、大学独自の分析

に基づいたデータや情報の積極的な公開や、よりわかり易く伝えるためにグラフや図形を用いるなど、表現方法の工夫を検討する必要がある。

また、ホーム・ページについては、非常に見つけ難い場所にある。他大学ではトップ・ページからリンクをはっているところも多々あり、本学でも検討する必要がある。

【情報公開請求への対応】

B群 情報公開請求への対応状況とその適切性

●現状把握

本学は、保有する情報を広く社会に公開する目的で、責任ある大学の経営内容の適切な情報公開にむけて努力をしているが、広い意味での情報開示請求があった場合への対応のガイドラインは未整備である。

本学における情報公開の請求に関する規定は、2003年5月30日付法律第57号で発せられた個人情報の保護に関する法律に基づき、2005年4月1日より「学校法人武蔵野美術大学個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）」、「学校法人武蔵野美術大学個人情報保護規則（以下「規則」という。）及び「通信教育課程個人情報保護取扱要領」が制定されている。これは、本学が保有する個人の情報に関する規定であり、本学の保有するあらゆる情報公開請求に対応するものではない。

なお、情報公開請求については、個人情報を含めた公開請求が行われていないため、対応状況については報告事項に該当しない。

●点検評価

本学の実態は、現状把握のとおりである。現状は、個人情報に関する開示請求があった場合、規則に則って速やかに対応が可能ではあるが、個人情報以外の内容で開示請求があった場合には、その都度検討が必要である。本学は、情報公開という広義に基いた開示請求があった場合の対応へのガイドラインについては、改めて整備すべきであろう。

●改善・改革方策

本学は、広義の情報公開請求に対応するために、検討を開始すべきである。

【自己点検・評価】

A群 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

B群 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

●現状把握

「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」第6条において、「理事長及び学長は、「自己点検・評価報告書」を公表するものとする。」旨、定めており、第1回報告書として「明日に向かって 自己点検・評価報告書」、第2回報告書として「2001/2002年度 自己点検・評価報告書」及び第3期報告書として「平成16・17年度 自己点検・評価報告書」を刊行してきた。

刊行した報告書は、関係各機関、他大学、法人役員、名誉教授、学賓、参与、専任教員、助手、教務補助員、各部課室、その他の希望者に配布しているが、大学のホーム・ページ上には公開していない。

なお、本学は1994年に維持会員として加盟後、外部評価を受けていないため自己点検・評価項目に該当しない。

●点検・評価

自己点検・評価報告書は、多くの大学では各々の社会的説明責任を果たすための手段として、印刷物を刊行する以外に、当該大学のホーム・ページあるいはCDやDVD等を作成するなど、他のさまざまな情報伝達手段を活用し、広く社会全般に公開する方法をとることが多くなっている。

評価結果については、社会に公表することが義務付けられており、その公表方法については、現在の情報化社会に合致した姿勢が求められる。したがって、単に学内外へ発信するという意味だけではなく、本学のことについて広く社会に認識してもらうための適切な手段を選ぶ必要がある。本学は、印刷物の刊行レベルにとどまっており、情報化社会への時代の流れを考えれば、少なくともホーム・ページには公開すべきであり、自己点検・評価報告書が学内外へ発信された後の意見聴取については、傾聴方法を検討する必要がある。

●改善・改革方策

評価結果の公表方法については、2008年度中に自己点検・評価委員会において検討する。

2) 大学院

【自己点検・評価】

A群 自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

●現状把握

「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」第6条において、「理事長及び学長は、「自己点検・評価報告書」を公表するものとする。」旨、定めており、第1回報告書として「明日に向かって 自己点検・評価報告書」、第2回報告書として「2001/2002年度 自己点検・評価報告書」及び第3期報告書として「平成16・17年度 自己点検・評価報告書」を刊行してきた。

刊行した報告書は、関係各機関、他大学、法人役員、名誉教授、学賓、参与、専任教員、助手、教務補助員、各部課室、その他の希望者に配布しているが、大学のホーム・ページ上には公開していない。

●点検・評価

自己点検・評価報告書は、多くの大学では各々の社会的説明責任を果たすための手段として、印刷物を刊行する以外に、当該大学のホーム・ページあるいはCDやDVD等を作成するなど、他のさまざまな情報伝達手段を活用し、広く社会全般に公開する方法をとることが多くなっている。

評価結果については、社会に公表することが義務付けられており、その公表方法については、現在の情報化社会に合致した姿勢が求められる。したがって、単に学内外へ発信するという意味だけではなく、本学のことについて広く社会に認識してもらうための適切な手段を選ぶ必要がある。本学は、印刷物の刊行レベルにとどまっており、情報化社会への時代の流れを考えれば、少なくともホーム・ページには公開すべきであり、自己点検・評価報告書が学内外へ発信された後の意見聴取については、傾聴方法を検討する必要がある。

●改善・改革方策

評価結果の公表方法については、2008年度中に自己点検・評価委員会において検討する。